

定 款

一般社団法人日本オーディオ協会

平成 23 年 4 月 1 日

一般社団法人日本オーディオ協会 定款

前文

この定款は1952年に日本オーディオ協会が設立された趣旨である「可聴音・高忠実度録音及び再生の飽くなき追求」と、それをとおして再生音楽文化、即ちオーディオ文化を広め、楽しさと人間性にあふれた社会を創造するために、日本オーディオ協会の活動の基本を定めたものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本オーディオ協会（英文名：JAPAN AUDIO SOCIETY、略称JAS）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音及び音楽を中心とした感性価値向上の立場から、オーディオシステム及びオーディオビジュアルシステム（以下オーディオ等）に関するソフト、ハード、並びに視聴環境の調査及び研究、啓発、普及、更に基準の作成、人材の育成、情報の収集提供、展示会の開催などを内外関係機関等との交流・協力により推進することにより、オーディオ等文化の向上と関係分野の発展を図り、もって我が国経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オーディオ等に関するソフト、ハード、視聴環境の調査及び研究
- (2) オーディオ等に関する普及及び啓発
- (3) オーディオ等に関する基準の作成
- (4) オーディオ等に関する情報の収集・分析及び提供
- (5) オーディオ等に関する展示会及び啓発に関する催事の開催
- (6) オーディオ等に関する人材の育成
- (7) オーディオ等に関する内外関係機関との交流及び協力
- (8) オーディオ等に関するソフト、ハード及び出版物の制作及び販売
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員たる構成員は、以下の会員の名称（以下「会員」という。）をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する、オーディオ等に関する事業を営む法人、及び法人登記済みのオーディオ等関係団体、並びにオーディオ等に関する専門知識を有する個人とし、自ら協会ビジョン達成のために活動するものをいう。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会する、オーディオ等に関する事業を営む法人、及びオーディオ等関係団体、並びに協会のビジョンに共感する満16歳以上の学生（大学院生、大学生、専門学校生、高校生）とし、それぞれ協会ビジョン達成に努力するものをいう。

(会員資格の取得)

第6条 この法人に入会を希望するものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人のもの（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- 3 この法人に入会を希望し、理事会において承認を受けたものは別に定める入会金を速やかに納入しなければならない。なお、入会金は総会において別に定めるものとする。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、会員になったとき及び毎年、会員は別に定める額を、別に定める規則に則り、会費として支払う義務を負う。

- 2 会費の額及び規則は、総会において別に定める。

(会員の誠実義務)

第8条 会員になったものは、この法人の事業遂行に誠実に努めなければならない。

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 制限行為能力者の審判を受けたとき。
 - (2) 個人会員本人が死亡したとき。
 - (3) 法人又は団体が解散したとき。
 - (4) 総社員の同意があったとき。

- (5) 除名されたとき。
- (6) 定款で定めた事由の発生があったとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、正会員は総会により、一般社団・財団法人法の定めにより、除名することができる。なお、賛助会員は理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 会費を督促するも滞納したとき。
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を毀損したとき、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 正当な事由なく第8条の義務に違反したとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会及び理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条又は前条の規定のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員法人が解散したとき。

(入会金、会費及びその他の拠出金の返還)

第12条 既納の入会金及び会費又はその他の拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 この法人の会員に対する通知又は督促は、会員名簿に記した住所又は会員がこの法人に通知した居所に宛てて行うものとする。
- 3 会員は、この法人の業務時間内はいつでも会員名簿を閲覧、又は謄写することができる。
- 4 当該請求を行う会員がその権利の確保、又は行使に関する調査以外の目的等、一般社団・財団法人法に定める除外該当項目に抵触する場合は、この法人は前項を拒むことができる。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、賛助会員の出席及び意見表明を拒むものではない。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金及び会費徴収基準
- (8) 理事会において必要と認めた事項
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、正会員の議決権の5分の1以上から総会の目的事項、及び招集の理由を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくとも開催日の2週間前に、その総会の目的事項、日時、場所及びその他法令で定められた事項を記載した文書をもって通知する。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条2項により総会の請求があった場合においては、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。ただし、個人正会員においては特別議決案件のみ議決権を有するものとする。

(決議)

第20条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法、若しくは代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席した正会員のうち、選任された2名の議事録署名人は前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうちにはそれぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 第3号に掲げる者と、生計を一にするこれらの者の配偶者、又は三親等以内の親族、その他特別の関係にある者
- 3 理事のうち1名を会長とする。
- 4 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 5 会長以外の理事のうち4名以下を副会長とする。
- 6 会長、副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。ただし、理事会の承認により、会長及び副会長がこれを兼務することを認める。
- 7 専務理事は、理事会の承認により、事務局長を兼務することを認める。
- 8 第6項の専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、正会員の代表者、又は代表者の委嘱を受けた代表登録者、及び正個人会員並びに学識経験者中より総会の決議により選任する。この場合、非会員であっても理事は2名以内、監事においては1名を限度に、前条第1項第1号の内数として、総会の決議により選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は理事の中から理事会の決議により選定する。

(役員等に欠員が生じた場合の措置)

第25条 この法人の役員が、定款で定めた人数に対し、欠員が生じた場合は、一般社団・財團法人法第75条の定めによるものとする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 会長、専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務、及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事、及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠として選任された、理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての、権利と義務を有するものとする。

(役員の報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 顧問及び諮問委員

第31条 この法人に、顧問並びに諮問委員を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事経験者から理事会の決議によって会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して、会長の諮問に応ずる。
- 4 濟問委員は、理事経験者及び学識経験者から、理事会の決議によって会長が委嘱する。
- 5 濟問委員は、この法人の業務執行に関して、理事会の諮問に応ずる。

第7章 理事会

(理事会及び構成)

第32条 この法人は、理事会を置くものとする。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、3ヶ月に1回の割合で年4回以上開催する。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

- 2 前項にかかわらず、理事は前項に示した招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の手続き)

第36条 理事会の招集は、開催日の1週間前までに理事会の目的事項、日時及び場所等を明示した電磁的方法、若しくは文書をもって各理事、及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたとき、若しくは会長に事故があるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条、第96条及び第98条の定めにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、委員をもって構成する。

3 委員は、会員のうちから理事会が選び、会長が委嘱する。ただし、事業推進のために必要と認められるときは、学識経験者等非会員にあっても委嘱することができる。

4 委員会は、当該事項を調査、研究、審議し、事業を円滑に推進するとともに、会長及び専務理事に報告する。

5 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿

を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 基金

(基金の募集)

第44条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 この法人の、基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第45条 この法人の基金は、この法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 拠出者より払い込み、又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って拠出者に返還される。

3 基金の返還にかかる債権には、利息を付さない。

4 基金の拠出者は、基金の返還にかかる債権を理事会の承認なしに、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

5 基金の拠出者は、この法人の運営についての議決権、その他の権限を有するものではない。

6 基金の拠出者は、この法人の会員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続き)

第46条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時総会の決議を経た上、一般社団・財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人の清算に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第50条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 この法人は、事業及び事務を円滑に推進するために事務局を置き、別の定めにより運

営する。

- 2 事務局には、所要の職員を置くものとする。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 職員は、有給とする。
- 6 職員の給与は、会長が定める。

第13章 公告の方法

(公告方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(実施細則)

第53条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める、一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本オーディオ協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日に、この法人の会員になった者とみなす。
- 3 この法人の最初の代表理事は、校條亮治とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以上